

法律

犯罪への処罰は、誰、あるいは何に対して犯されたかという犯罪の性質、そして犯罪者の前科に基づいた以下の1つ以上が科せられる。

- ・ 死刑
- ・ 追放(年、あるいは夏の間)
- ・ 鞭打ち(回数)
- ・ 重労働(犯罪の重要さに従い、日、月、あるいは年の間)
- ・ ウォーターディープ城の地下牢への投獄(犯罪の重要さに従い、日、あるいは月)
- ・ 罰金(街への支払い。支払いできないなら、禁固や重労働になる)
- ・ 布告(行為に対する有罪判決。布告への違反は禁固や重労働、罰金になることがある)

一、ロード、市職員、および貴族に対する犯罪

ロードの暗殺、ロードへの偽装:死罪。

市職員、貴族への偽装:鞭打ち、10日までの投獄、および500gpまでの罰金。

市職員への恐喝:鞭打ち、および10年までの追放。

市職員への贈収賄、あるいはその未遂:20年までの追放、および賄賂の倍までの罰金。

ロード、市職員、貴族殺し:死罪。

同意なくロードを魔法に巻き込む:1年までの禁固、および1000gpまでの罰金または賠償金。

同意なく市職員を魔法に巻き込む:1000gpまでの罰金または賠償金、および布告。

二、都市に対する犯罪

放火:死罪、あるいは重労働1年まで、同時に修復費用に加えて2000gpの罰金や賠償。

理由なく武器を振るう:10日までの投獄や、10gpまでの罰金。

スパイ活動:死罪、あるいは永久追放。

故買:盗まれた物品と同額の罰金、および布告。

公文書偽造:鞭打ち、および10ヶ夏の追放。

公務の妨害:200gpまでの罰金、および10日までの重労働。

ごみのぼい捨て:2gpまでの罰金、および布告。

井戸に毒を投げ込む:死罪。

窃盗:鞭打ちに加え10日までの投獄、あるいは1年までの重労働、あるいは盗品と同額の罰金。

反逆:死刑。

公共物破壊:10日までの投獄に加え、修繕費に加えて100gpまでの罰金や賠償。

当局の同意なき魔法行使:1000gpまでの罰金、あるいは賠償、および布告。

三、神々に対する犯罪

聖職者、あるいは無辜の信者への襲撃:10日までの投獄、および500gpまでの賠償。

寺院での治安騒乱:5gpまでの罰金および布告。

神や寺院への冒瀆:布告。

神殿の物品や供え物の窃盗:10日までの投獄、および盗んだ物品の倍額までの賠償。

墓荒らし:10日までの投獄、および修理費用に加えて500gpの賠償。

四、市民に対する犯罪

市民への襲撃:10日までの投獄、鞭打ち、および1000gpまでの賠償。

恐喝、あるいは脅迫:500gpまでの罰金か賠償、および布告。

強盗:3ヶ月までの投獄、および盗まれた物品の価値に加えて500gpまでの賠償。

財産や家畜への損害:修復、あるいは置き換えにかかる費用に加えて500gpまでの賠償。

平穏を乱す:25gpまでの罰金、および布告。

市民への正当性なき殺人:死罪、あるいは10年までの重労働、および被害者親族への1000gpまでの賠償。

正当性ある殺人:5年までの追放、あるいは3年までの重労働、あるいは被害者親族への1000gpまでの賠償。

泥棒:1ヶ月までの重労働、および盗んだ物品の価値に加えて500gpの賠償。

奴隷売買:鞭打ち、および10年までの重労働。

同意なき市民への魔法行使:1000gpまでの罰金あるいは賠償、および布告。